

決算特別委員長報告

(委員長報告 平成29年12月18日本会議)

決算特別委員会での審査結果等について、御報告申し上げます。

当委員会に付託されました議案第60号「平成28年度鹿児島県歳入歳出決算について認定を求める件」など議案3件につきまして、閉会中の10月12日から23日にかけて審査を行い、いずれも認定すべきものと決定いたしました。

[一般会計及び企業会計を除く各特別会計]

最初に、議案第60号の平成28年度一般会計及び企業会計を除く各特別会計の決算について、御報告申し上げます。

まず、一般会計に係る決算概要については、歳入総額が前年度比1.4パーセント減の8,155億4千万円余り、歳出総額が2.2パーセント減の7,901億8千万円余りで、形式収支、実質収支は、ともに黒字となっております。

また、単年度収支に財政調整積立基金の取り崩し等を考慮した実質単年度収支も、引き続き黒字となっております。

財政状況を見ますと、平成28年度末の財政調整に活用可能な基金残高は、249億9千万円余りで、前年度に比べ2千万円余りの増となっております。

一方、県債残高は、地方交付税の振替えである臨時財政対策債などを除いた、本県が独自に発行する残高ベースでは、前年度末より261億9千万円余り減少しております。

また、特別会計は母子父子寡婦福祉資金貸付事業など8つの会計で、歳入総額2,301億4千万円余り、歳出総額は2,285億8千万円余りで、形式収支、実質収支は、ともに黒字となっております。

審査の過程ありました主な論議について、申し上げます。

まず、総務部の審査において、県税の不納欠損額に関して、消滅時効の中斷を図る県の対策について質疑があり、「徹底した財産調査や納税折衝を行い、自主的な納付を促しているほか、差押え等の滞納処分により時効の中斷措置を講じている。また、執行停止を行う場合も、税負担の公平の観点から、個々の事例ごとに滞納者の財産や収入状況等を徹底的に調査、把握した上で、税を徴収することができないことが明らかかな

場合に行っている」との答弁がありました。

次に、企画部の審査において、「地域振興推進事業のソフト及びハード事業で、それぞれの予算枠2千万円と9千万円を超えて執行している地域振興局・支庁があるが、予算執行の仕組はどうになっているのか」との質疑があり、「1億1千万円の上限は超えられないが、ソフト及びハード事業それぞれで、予算枠の2割増までは柔軟に執行できるよう対応している」との答弁がありました。

委員からは、「地域振興の推進に当たって必要な事業なので、継続していただきたい」との要望がありました。

次に、PR・観光戦略部の審査において、観光かごしま創生事業の不用額9千1百万円余りの大半を占める「らくらくかごしま巡り事業」の不用額や、その発生理由について質疑があり、「不用額は7千4百万円程で、主な発生理由は、平成28年4月に起きた熊本地震の影響で事業着手が遅れ実施期間が想定より短くなってしまったことや、事業周知のためのプロモーションが不足したためである」との答弁がありました。

次に、環境林務部の審査において、林業・木材産業改善資金貸付事業の不用額が9千3百万円余りと多額である理由について質疑があり、「国の制度で、1件当たりの貸付限度額が1億円とされており、予算計上したところであるが、平成28年度の貸付実績は2件の677万円であったため執行残が不用額となっている。利用が少ない要因として、金利の低下に伴い市中銀行の融資が利用されていることや、林業機械の購入等について国の各種補助制度を活用できることなどが考えられる」との答弁がありました。

次に、保健福祉部の審査において、「かごしま子ども調査事業について調査事業者はどのように選定されたのか。支出済額が予算の7割弱となっているのはなぜか。また、質の確保のための最低制限価格の設定はなじまないのか」との質疑があり、「調査事業は一般競争入札とし、参加者は6者であった。支出済額は落札額である。アンケート調査の実施という委託業務の内容から判断して、最低制限価格は設定していない」との答弁がありました。

次に、商工労働水産部の審査において、中小製造業

者創業・新分野進出等支援事業の不用額の理由について質疑があり、「事業者は、策定した経営計画に記載している事業額を上限に補助金申請を行うが、事業者による計画策定が遅れたことや、計画どおりに事業を進めようと年度末ぎりぎりまで努めた結果として、3月補正の予算編成時点では、補助金交付予定額を見直すことが難しく不用額が生じた。企業が本事業をなるべく活用できるよう2次募集まで行っているところであるが、今後、予算額と決算額の乖離が少なくなるよう企業の理解も得ながら、補正予算での減額などの対応を検討してまいりたい」との答弁がありました。

次に、農政部の審査において、種雄牛凍結精液売扱収入について質疑があり、「平成28年度の肉用牛改良研究所の生産物売扱収入は、分譲精液14万5千本余りの2億4千万円であり、活用率は、県内で人工授精される割合の約53パーセントを占めている。平成23年度の4万9千本、活用率約17パーセントと比較すると、市場での評価の高まりに伴い、年々増加している」との答弁がありました。

委員からは、「和牛日本一になったのだから、継続して県有牛の改良を続けてほしい。和牛の改良については、様々な課題があると思うが、いろいろ調査しながら検討を重ねてほしい」との要望がありました。

次に、土木部の審査において、「県営住宅の滞納家賃の回収に当たっては、どのような取組を行ったか。また、人的保証として連帯保証人を立てているが、平成28年度の同保証人からの徴収額は幾らか」との質疑があり、「滞納家賃の回収は、長期・高額滞納者を中心に行い、住宅退去後1年以上経過した滞納者で、納入意思の認められない者に対しては、弁護士法人に収納業務を委託して未収債権の解消に取り組んだ。連帯保証人からの徴収額は、54万5千円である」との答弁がありました。

次に、教育委員会の審査において、統廃合後の学校跡地の利活用状況について質疑があり、「高校再編により16校の跡地があったが、そのうち6校については、中学校や公民館などの施設として地元市町に譲渡したほか、当面の活用策として、地元住民の利用などに供するため、グラウンド等を地元市町へ無償貸与しているところもある。今後とも地元の意向を十分に聞いて、跡地の利活用に取り組んでいきたい」との答弁がありました。

次に、警察本部の審査において、「平成28年度中の入札執行において4件の入札不調等があるが、原因は何か」との質疑があり、「手持ち工事が多く業者が対応できないことなどが要因であり、指名業者を入れ替

えたり、工事内容を見直すなどし、入札等を適正に執行した」との答弁がありました。

委員からは、「工事発注をする他部局とも連携して対応していただきたい」との要望がありました。

これらの審査の結果、議案第60号については、取扱意見として「予算の目的に沿った効率的かつ効果的な執行がなされ、一定の成果があったものと認められ、また、財産の管理や業務の執行体制についても、おおむね適正であると認められるので、認定すべきである」との意見が出され、全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

[工業用水道事業]

次に、議案第69号の平成28年度工業用水道事業特別会計決算について申し上げます。

平成28年度の鹿児島県工業用水道事業は、45事業所に対し、1日平均1万3,859立方メートルを給水し、平成28年度の営業成績は総収益約1億6千5百万円余り、総費用約1億4千8百万円余りで、差引き1千6百万円余りの純利益となっております。

このような状況を踏まえ、主な論議について申し上げます。

「工業用水の使用契約水量が減少してきている原因は何か」との質疑があり、「受水企業において、省資源・省エネルギーの意識が向上していることと、節水型機器の導入や水のリサイクルが進んできていることが大きいと考える」との答弁がありました。

審査の結果、取扱意見として、「平成28年度は黒字となったものの、工業用水道事業の経営環境は、水需要の減少傾向が続いていることや、平成30年度まで、万之瀬川導水施設での浄水・配水施設の整備工事が行われることなどから、決して安定しているとは言えない状況である。

今後も、引き続き、営業費用などの経費の抑制に努める一方、収益の確保を図るため、関係部局等との連携を強化し、新規給水先の開拓に努めるとともに、雑用水としての使用など新たな用途の働きかけなどを行い、水需要の拡大に取り組んでいただき、工業用水の安定供給と経営の安定・効率化が図られるよう一層の努力をされることを要望した上で、認定すべきである」との意見があり、全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

[病院事業]

次に、議案第73号の平成28年度病院事業特別会計決算について申し上げます。

まず、決算の状況については、入院患者の増、DPC単価の高い診療群の増に伴う入院収益増などにより、経常収支で11億4千万円余りの利益となるなど収支改善がなされております。

このような経営状況を踏まえ、主な論議について申し上げます。

まず、未収金について委員から、「金額はもちろんであるが、件数を抑える努力もしていただきたい。その方法として、クレジットカード決済の導入が有効と考えられるがいかがか」との質疑があり、「クレジットカード決済の導入については、これまで手数料率が高いということで実施していなかったが、今年度改めて検討を行ったところ、手数料が1パーセント程度と低くなっていることから、旅行者等も多くなっていることから、来年の4月を目途に、大島病院で試行的に導入する準備を進めている」との答弁がありました。

次に、勤務地限定看護師の採用とモチベーションについて質疑があり、「勤務地限定看護師については、人事異動がないこと、副看護師長以上へのポスト昇任がないことなどを条件に、平成19年度から看護職Ⅱ種として採用を開始し、平成28年度末で40名が大島病院に在籍している。その中には、新たに認定看護師の資格などを取得しようとする職員やⅠ種の採用試験を受け直し、職種転換する職員もあり、モチベーションに影響はないと考えている」との答弁がありました。

審査の結果、取扱意見として「平成28年度の決算については、5病院全体で経常収支は8年連続、資金収支も実質11年連続の黒字となっている。これは、「県立病院事業改革基本方針」や「県立病院事業中期事業計画」に基づき、経営安定化のため職員一丸となって、様々な経営改革方策に取り組んだ成果であると思われる。

一方、県立病院を取り巻く経営環境は、今後も診療圈人口の減少に伴う患者減や深刻な医師不足、診療報酬改定等の医療制度改革など、大きな課題や不安定要因があり、厳しい状況が続くと予想されることから、今年3月に策定された「県立病院第2次中期事業計画」に定める医療面、経営面の目標を達成できるよう、県立病院事業管理者を中心に、計画の着実な実施に努めるとともに、引き続き、県立病院として地域における役割を果たしながら、医療機能の充実・強化や経営の更なる安定化が図られるよう要望した上で、認定すべきであるとの意見があり、全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

最後に、委員会としての要望を申し上げます。

「一般会計及び特別会計ともに、歳入の確保、負担の公平の観点から、まず、未収債権の新規発生の未然防止に努めるとともに、債権管理マニュアル等に基づく債権管理と債権回収の徹底に取り組むこと。また、県有財産について、今後の利活用が見込まれない未利用財産については、引き続き積極的な売却に努めること。次に、工事等の入札において、積算誤り等による入札の取り消し、やり直しなど不適切な執行を防止すること」

この3点の取組について、委員会として、一層の強化を要望いたします。